

# 定額減税って知ってる？

令和6年度税制改正に伴い、令和6年度分の所得税・住民税について定額による特別控除が実施されることとなりました。納税者本人とその扶養者家族1人につき所得税3万円、住民税1万円の合計4万円が令和6年6月1日以降に支払われる給与から、源泉徴収される所得税や住民税が減額され、減額しきれなかった分は自治体から給付金として支給されます。



所得税・本人3万円+家族3万円×3で12万円

住民税・本人1万円+家族1万円×3で4万円

2024年は合計16万円の税金が減ることになります。

所得税は6月以降の所得税から定額減税額の上限に達するまで所得税が減額されます。

住民税は6月の徴収分を一旦0円として計算し、本来の徴収される住民税の合計から定額減税額を差し引いて11で割った額をひと月分の住民税とし、令和7年度5月分まで納税する形で減税が実施されます。所得税・住民税は各々違いがあるので、毎月の減税額の詳細は省きます。

6月は4・5月分の定期昇給・ペースアップの戻しと定額減税の開始で給与と夏季手当の支給で多く感じるかと思いますが、定額減税に惑わされず、実際の支給額を把握していきましょう。

夏季手当は2.7ヵ月の回答で  
支払日は6月26日です。